

○高岡市生涯学習カード取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡市生涯学習カードに関する規則（平成17年教育委員会規則第33号。以下「規則」という。）第1条に定める個人識別カード（以下「生涯学習カード」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請等)

第2条 規則第4条第1項の規定による申請は本人が行わなければならない。

- 2 生涯学習カードの貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）が小学生以下である場合は、前項の規定にかかわらず、申請者の成人家族等が代理で申請できるものとする。
- 3 申請者（前項の規定により代理人が申請する場合は、代理人及び申請者）は、たかおか生涯学習カード貸与申請書を提出する際に、氏名、住所及び生年月日を証する書類（以下「確認書類」という。）を提示しなければならない。
- 4 前項の確認書類は、おおむね次に掲げるものとする。
 - (1) 自動車運転免許証
 - (2) 健康保険証
 - (3) 生徒手帳又は学生証
 - (4) 顔写真付きの住民基本台帳カード
 - (5) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき発行されるものをいう。）

(生涯学習カードの利用停止等)

第3条 高岡市教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、生涯学習カードの利用を停止し、又は生涯学習カードを返納させることができる。

- (1) 生涯学習カードを他の者に譲渡し、又は貸与した場合
- (2) 事実を偽って生涯学習カードの貸与を受けた場合
- (3) 生涯学習カードを改ざんした場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、高岡市教育委員会が不適切な生涯学習カードの利用があったと認めた場合

(生涯学習カード作製等の費用の額)

第4条 規則第9条第3項に規定する生涯学習カードの作製等に要した費用の額は、700円とする。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。